

<p>第1 表題</p>	
<p>1 この計画の名称は「北本市分別収集計画」となっているが、対象となっているものは「容器包装廃棄物」である。現在、資源回収として行っている新聞紙、雑紙、布類、金属類、乾電池や蛍光管などは含まれていない。容器包装類に限った計画なら「北本市容器包装分別収集計画」とするべきではないか。</p>	<p>この計画は、容器包装類に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第8条に規定する計画として策定します。なお、この策定に当たり、環境省から市町村分別収集計画策定の手引きが示されており、この中で分別収集計画と題名が示されていますので、これに従い北本市分別収集計画としています。</p>
<p>第2 計画策定の意義</p>	
<p>1 容器包装リサイクル法に基づく計画の作成の義務付けがされているのであれば、他の資源化物についての計画はどのようなになっているのか。</p>	<p>一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定のより市町村は計画を策定することとなっています。なお、この計画の策定に当たっては、国の法律や指針、県等の計画などを踏まえ、市の他の計画と整合性を図って策定しています。</p>
<p>2 第8期北本市分別収集計画（素案）の上位計画はあるのか。あるとすれば、その上位計画との整合性は取れているのか。</p>	<p>この計画は、容器包装類に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第8条に規定する計画として策定します。なお、環境省では、一般廃棄物処理基本計画をこの計画の上位計画として位置付けています。また、上位計画との整合性を図るよう示しています。</p>
<p>3 「一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物」とあるが、意味が不明確である。「一般廃棄物の大半を占めているのは可燃ごみ」と改めるほうが良い。</p>	<p>誤解を与えないよう、表現方法を検討します。</p>
<p>4 「第7期北本市分別収集計画」で定めた5年間の容器包装廃棄物の排出量及び再資源化量をまとめた資料、実施した施策とその成果・課題をまとめた資料がない。また、本計画には目標値がない。</p>	<p>この計画の策定に際しては、環境省が示す「市町村分別収集計画策定の手引き（八訂版）」（平成28年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）に則り、記載事項が定められていますので、これに従っております。</p>
<p>第3 対象品目</p>	

<p>1 可燃ごみ、不燃ごみおよび容器包装類以外の資源物（新聞紙、雑紙、布類、金属類、乾電池や蛍光管）についての計画はどうなっているのか。</p>	<p>現在策定中の北本市一般廃棄物処理基本計画で可燃ごみ、不燃ごみおよび容器包装類以外の資源物の排出抑制のための方策や分別の種類などを定めています。</p>
<p>第4 8の項目の「各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み」</p>	
<p>1 この数値の減少は人口の変動により変化する数値と読み取ればよいのか。</p>	<p>現在策定中の北本市一般廃棄物処理基本計画によるごみ排出量の将来予測は、平成32年度で約5%の減少、最終目標年度の平成37年で約11%の減少としております。これは人口減少とごみ減量の目標値の達成を両方見込んで算出しており、本計画で見込んだ容器包装廃棄物の数量の減少も同様です。</p>
<p>第5 9の項目の「各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法」</p>	
<p>1 「第7期北本市分別収集計画」の計画と算定方法が異なる理由はあるか。また、算定根拠は。</p>	<p>現在策定中の北本市一般廃棄物処理基本計画によるごみ排出量の将来予測を本計画でも適用いたしました。算定根拠も現在策定中の北本市一般廃棄物処理基本計画に記述されておりますので、割愛させて頂きました。</p>
<p>第6 12の項目の「その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項」</p>	
<p>1 以前の計画では北本市ごみ減量等推進市民会議との協力体制の推進が記載されていたので、本計画でも記載するべきではないか。</p>	<p>現在策定中の北本市一般廃棄物処理基本計画では、審議会への意見聴取により、特定の団体のみを記載するのではなく、包括した形で記載することとしています。このため、北本市ごみ減量等推進市民会議の特段の記載を整理したものです。</p>